

平成27年度における介護保険施設の募集定員数の設定について（案）

今後の高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数が増加し、介護サービス量も着実に増加することが見込まれることから、第6期介護保険事業計画期間（平成27年度～平成29年度）においても、引き続き、介護サービス基盤の整備を図っていくことが求められます。

このうち、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設については、規模が大きく、整備に概ね2年間を要するものもあることから、平成25年度において平成27年度整備分の事業者選定等を行う必要があります。

このため、平成26年度における第6期計画の策定に先駆けて、上記3施設の平成27年度利用開始分に係る募集定員数を暫定的に設定することとします。

1 介護保険事業計画における介護サービス量の推計

- 介護サービス量については、市町村が策定する介護保険事業計画（以下「計画」という。）において、サービスの種類ごとに推計することとされています。
(別紙参考1参照)
- 本市においても、3年毎の計画策定において、要支援・要介護認定者の出現率や介護サービスの利用状況等を基に、本市の高齢者の状況の推移や国の制度改正の動向等も踏まえてサービス量の推計を行っています。(別紙参考2参照)
- このうち、施設・居住系サービスについては、推計により見込んだサービス量を確保するための方策として、計画において整備等目標数を設定し、これに基づいて整備を行っています。
- 第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）における介護サービス量及び整備等目標数については、平成26年度に同計画を策定する際に、本市における介護サービスの提供の在り方を検討したうえで見込んでいくこととなります。

2 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移及び今後の見込み

- 高齢化の進展に伴い、第1号被保険者数は年々増加することが見込まれており、これに伴い、要支援・要介護認定者数も増加することから、今後、介護サービスのニーズも着実に増加していくものと考えられます。

(別紙参考3, 参照4参照)

3 平成27年度に利用開始を見込む施設・居住系サービスの施設整備の取扱い

- 第6期計画期間の初年度となる平成27年度に利用開始を見込む施設・居住系サービスのうち、**介護老人福祉施設**、**介護老人保健施設**及び**特定施設**については、規模が大きく、整備に概ね2年間を要するものもあることから、平成25年度には平成27年度整備分の事業者選定等を行う必要があります。
- このため、第6期計画の策定に先駆けて、上記3施設の平成27年度利用開始分に係る募集定員数を見込むこととします。

4 募集定員数

平成27年度に利用開始を見込む施設の募集定員数については、これまでの施設整備の考え方が、平成26年度末を目標時期として定め、第3期計画（平成18年度～平成20年度）から第5期計画（平成24年度～平成26年度）にかけての長期的な視点で取り組んできたことを踏まえ、第3期計画の初年度に当たる平成18年度から第5期の最終年度に当たる平成26年度までの各年度の**整備実績の平均値**（別紙参考5参照）を設定することとします。

その結果、施設種別毎の募集定員数は次のとおりとなります。

(単位：人分)

施設種別	3計画期間の 平均整備数	平成27年度 募集定員数
介護老人福祉施設（広域）	101.1	110
介護老人福祉施設 (地域密着)	59.2	60
介護老人保健施設	107.6	110
介護専用型特定施設 (広域)	90.1	90
混合型特定施設	36.6	40

※ 募集定員数は、平均整備数の整数第一位を切り上げ、
10人分単位に端数整理しています。

5 募集方法

地域主権改革に伴い、従来、京都府において実施されてきた介護保険施設の指定等の事務について、平成24年度から本市で実施することとなりました。

これを契機として、平成24年度から、事業者の募集に当たっては、京都市民長寿すこやかプランに掲げる施設整備を着実に推進するとともに、公平性・透明性を確保するため、広く事業者を公募する方法を順次実施しており、平成25年度においても、引き続き、公募による事業者の募集を行います。

なお、介護療養型医療施設からの転換分については、公募の対象外とします。

参考 1 介護保険法（抜粋）

(市町村介護保険事業計画)

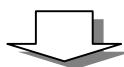
第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

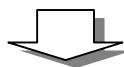
- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
(以下省略)

**参考 2 第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の策定に係る
介護サービス量の推計の手順**

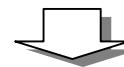
第 1 号被保険者数の推計



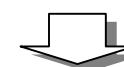
要支援・要介護認定者数の推計



施設・居住系サービスの利用者数の推計



居宅系サービスの利用者数の推計

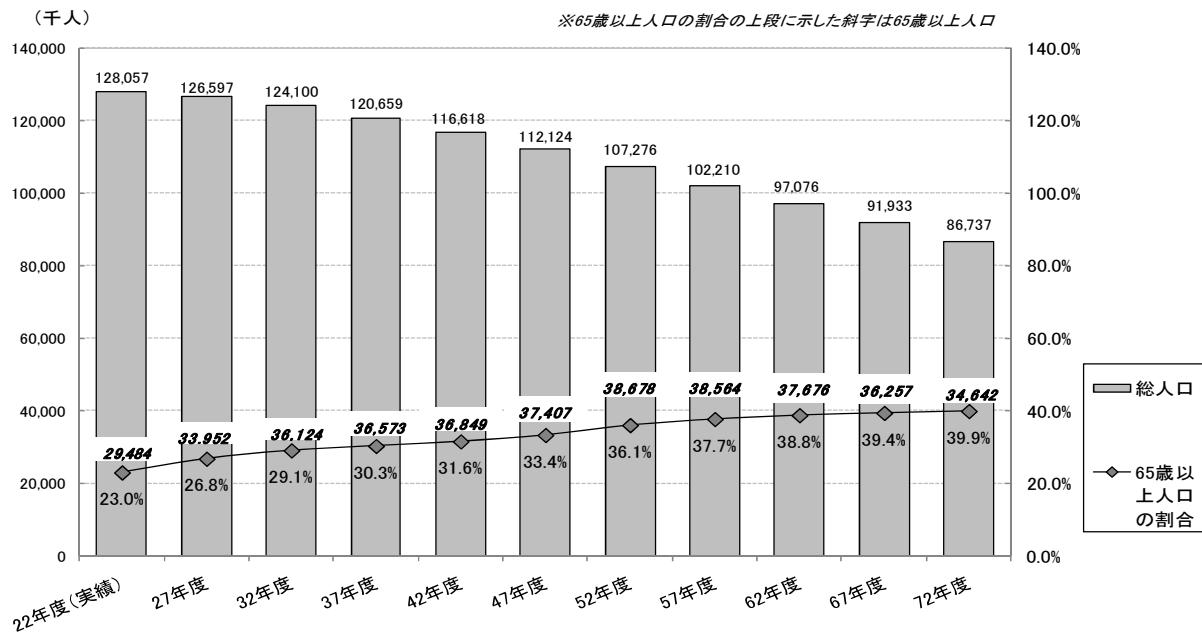


居宅系サービス等の利用量の推計

資料：第 5 期京都市民長寿すこやかプラン

参考3 国の総人口及び高齢者人口の今後の推計

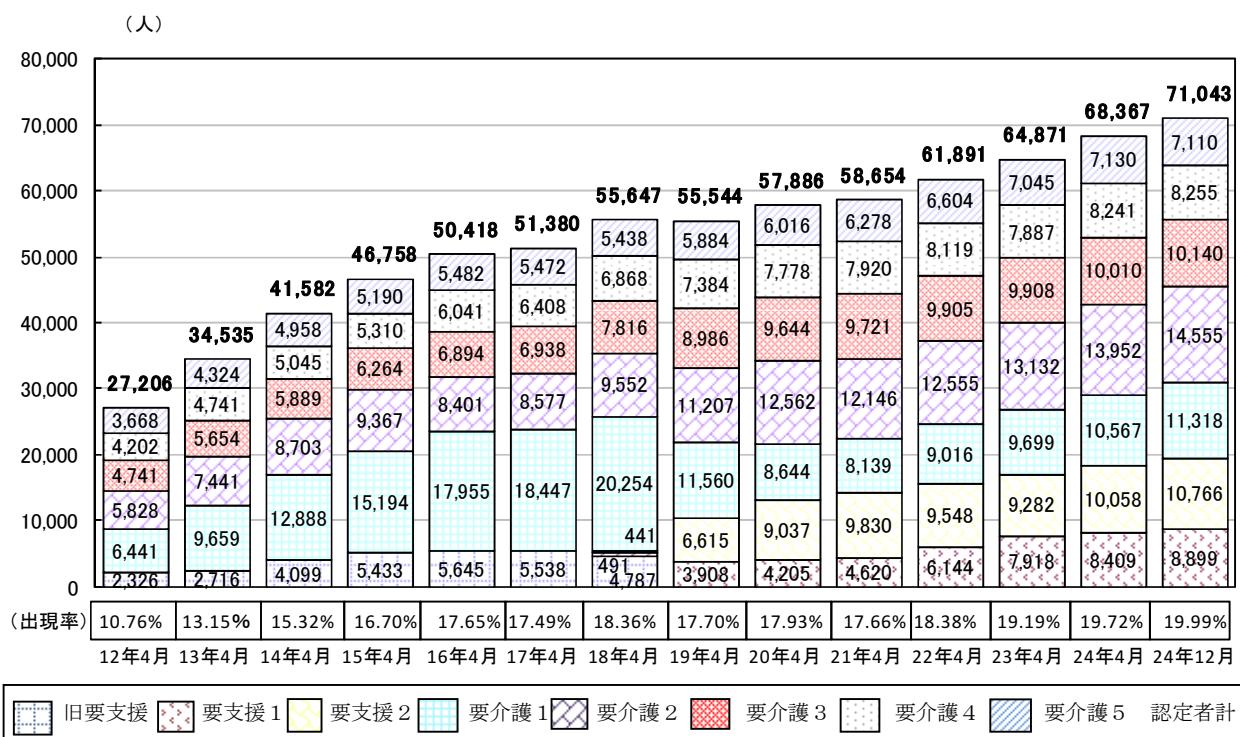
65歳以上の人団は、平成52年度まで増加し続けると見込まれています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成 日本の将来推計人口（平成24年1月推計）

参考4 京都市における要介護度別認定者数の推移

本市における要介護認定者数は、これまで着実に増加してきており、第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合（出現率）も増加傾向となっています。



資料：京都市保健福祉局長寿社会部作成

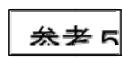
介護保険施設等の整備実績の推移

(単位:人分)

	第2期	第3期			第4期			第5期			3計画期間 の 平均整備数
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
介護老人福祉施設	4,093	4,093	4,213	4,408	4,496	4,571	4,900	5,085	5,291	5,536	—
(地域)	4,093	4,093	4,173	4,368	4,389	4,464	4,744	4,813	4,903	5,003	—
単年度増加数	—	0	80	195	21	75	280	69	90	100	101.1
(地域密着)	0	0	40	40	107	107	156	272	388	533	—
単年度増加数	—	0	40	0	67	0	49	116	116	145	59.2
介護老人保健施設	3,240	3,440	3,440	3,540	3,566	3,626	3,834	4,004	4,208	4,208	—
単年度増加数	—	200	0	100	26	60	208	170	204	0	107.6
介護専用型特定施設(広域)	0	0	0	0	64	114	390	451	631	811	—
単年度増加数	—	0	0	0	64	50	276	61	180	180	90.1
混合型特定施設	656	656	656	656	696	817	875	895	895	985	—
単年度増加数	—	0	0	0	40	121	58	20	0	90	36.6

※ 24年度以降は見込み数

※ 混合型特定施設は、養護老人ホームの定員数を除く



参考6 介護保険施設の概要

施設種別等	概 要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設。
地域密着型介護老人福祉施設	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う、定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）。
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、居宅における生活への復帰を目指す施設。
特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス等に入居している利用者に、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話をを行うサービス。 要介護度が要介護1～5の方が利用いただける介護専用型特定施設及び自立の方を含め、要介護度に係わりなく利用いただける混合型特定施設がある。
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス等において、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービス。 介護専用型のみとなっている。
介護療養型医療施設	長期療養の必要性がある要介護者に対し、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療などを提供する施設。
地域密着型サービス	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービス。